

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第131号 平成23(2011)年7月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

7月19日(日)に「第23回 愛知サマーセミナー」における本会の講座「古代史の謎を解明するー古田史学の立場ー」で発表する原稿です。

「大化改新」はなかった

東大阪市 横田幸男

(第一部)

中・高校の歴史では、受験勉強として「大化改新、虫5匹」(六四五年)と覚えた「大化改新」は、中大兄皇子や中臣鎌足らが蘇我入鹿を殺し蘇我蝦夷を自殺においこんだ事件です。この事件は乙巳の変と歴史学界では呼ばれ、この事件と後に発布された一連の詔勅をあわせて、天皇による公地公民・中央集権体制を目指した事件が、「大化改新」と呼ばれています。

ですが乙巳の変は異論もありますが、一般に六四五年と考えられています。しかし十六件も発布された詔勅は事実としてこの時発布されたものか疑われています。

ハッキリ事実と異なるのが薄葬令です。

夫れ王より以上の墓は、其の内の長さ九尺、濶さ五尺…

(大化二年三月十二日條)

とあり、縦一六・二メートル、横九メートルの円墳(方墳)です。当事者である孝徳陵や後の天武・持統陵(盗掘で判明)など、当時の古墳は軒並みこれより大きいことです。(これは官

位と関係します。)もうひとつの例は、東国問題です。詔の先頭に

八月の丙申の朔庚子に、東國等の國司を拜す。仍りて詔國司等に詔して曰く(大化元年八月五日條)

三月の癸亥の朔甲子に、東國々司等に詔して曰く

(大化二年三月二日條)

(三月の癸亥の朔)辛巳に、東國朝集使等に詔して曰く

(大化二年三月十九日條)

など三回も「東国」と出ていますが、近畿が中心ならなぜ詔勅に西国がないのか不審をもたれています。

もちろん中心とされた公地公民も、中臣氏(後の藤原氏)を含む豪族が奈良時代になっても私地私民を抱えていることから、事実かどうか疑問をもたれています。これと連動して、「評」という各地で見られる制度を「郡」という制度に代えた詔勅も疑問だらけでした。それで敗戦後の歴史学界で大論争になったのが「郡評」論争というものです。井上光貞氏が「大化改新詔の信憑性」という論文を出して詔そのものが出たことを疑い、お師匠さんの坂本太郎(東大教授)さんと論争し、最後は藤原宮出土の木簡(荷札)の出土で、お弟子さんの井上光貞氏の疑いが正当だということになりました。木簡に書かれていた

己亥(六九九)年十月 上狹(上総)国阿波評松里

では、七世紀までは「評」という制度、八世紀

からは「郡」という制度であり、『日本書紀』で書かれていることは事実と異なります。(他に静岡県浜松市伊場木簡など多数あります。)

一般の人にとって「大化改新」(六四五年)を論じていながら、「郡評」論争(七〇〇)年とは何だろうかといぶかる向きが多いと思います。六四五年から五十五年という二世代以上離れているこの歴史学界の論争そのものが、あらっばく言えば「大化改新」はなかったということを示しています。

ここで一言云いますと、「大化改新」は、明治維新を正当化するスローガンです。江戸幕府から明治政府の転換、天皇の直接統治をアピールするために古代にさかのぼってと(近畿)天皇家の正史とされる『日本書紀』から取り出したものです。『日本書紀』には「大化改新」という言葉はありません。ですからいろいろな事件や法令をつなぎ合わせた事柄の総称として名付けられたものです。

(第二部)

「大化改新」はなかったのであれば、それではあの詔勅や事件は全くのでたらめなのか。井上光貞氏の尊敬する津田左右吉氏は、正史である『日本書紀』は造作されたと言われ、この説が敗戦後の日本の歴史学界の主流となりました。

しかしそんなことがありえるのか。火のないところに煙は立たないのたとえ通り、すべては無から有を造ることは出来ないと思います。

それで、なぜ七〇〇年なのか。なぜ系図や木簡に代表される評(総領・国宰・評督・助督)が、郡(国司・郡司・里長)に代わったのか。これと同時代に考えるべきものに『二中歴』(古代からの年号を伝える九州年号といわれる年号群がある。鎌倉時代初期に編纂され、末期に書写された古写本が現存する。)というものがあります。下に示したものは表示として大幅に省略してありますが、継体・善記から連続して年号が続いており白雉・白鳳・朱雀・朱鳥・大化と、七〇〇年という郡・評論争の年代で終わります。そこから「大宝」という年号になります。この中に、『日本書紀』にある白雉・朱鳥・大化という年号が存在します。

ですが年号は元来連続して使われるものであり、天皇家が権力を握った七〇〇年以降は例外はありません。ですから造作されたという『日本書紀』の年号が偽である証拠であり、七〇〇年以前に『二中歴』に連続して存在する年号、九州年号を使った王朝「九州王朝(倭国)」が存在している証拠です。つまり「郡」という制度が天皇家の制度なら、それ以前の「評」という制度は天皇家以前の王朝、九州王朝(倭国)だ

『二中歴』年代歴(付西暦年数)				
年始五百六十九年内世九年無号不記支干其間結繩刻木以成政				
継体	五年	元丁酉	五一七~五二一	
善記	四年	元壬寅	五二二~五二五	同三年発誰成始文善記以前武烈即位
—中略—				
白雉	九年	壬子	六五二~六六〇	国々最勝会始行之
白鳳	二三年	辛酉	六六一~六八三	対馬採銀觀世音寺東院造
朱雀	二年	甲申	六八四~六八五	兵乱海賊始起又安居始行
朱鳥	九年	丙戌	六八六~六九四	仟陌町収始又方始
大化	六年	乙未	六九五~七〇〇	
覧初要集皇極天皇四年為大化元年(六四五)				
己上百八十四年々号世一代(欠)記年号只人傳言自大宝始立年号而已				
文武四年治十一年				
大宝	三年	元辛丑	七〇一~七〇三	
—後略—				

(尊経閣善本影印集成 1 4 『二中歴』一、82・83頁)

ったと考えられます。そして七〇〇年に権力が（近畿）天皇家に移ったと考えています。以上「大化改新，虫5匹」（六四五年）と覚えた「大化改新」の真実は、七百年以前に、現在の天皇家に先行する王朝・九州王朝を存在したことを、おおまかに述べました。

なお六四五年に関しては、

- ・古田武彦氏の提唱した唐の武則天（則天武后）が死去した七〇五年から、干支が同じ六〇年遡らせた皇極女帝の退位に関する

という考え方や、あるいは逆に

- ・古賀達也氏の「大化改新」詔勅を五〇年後の『二中歴』にある大化（六九五年以降）に持ってくれば「廃評建郡」の詔勅はこれらにあたる

という考えもあります。関連では

- ・古田氏が提唱した「吉野」行幸問題（これは持統天皇の奈良県吉野行幸でなくて九州王朝の天子が、九州佐賀の吉野に集めた軍船の視察でした。）での『日本書紀』の「三十四年遡上り現象」

- ・正木裕氏の「天武の葬儀」は孝徳の葬儀の盗用

など、解明されていない事件をどのように考えるかの議論は今も続いています。

以上、天皇家に先行する九州王朝というものは古田武彦氏が提唱したものです。本会の考え方の大枠は古田説にもとづき竹内会長や石田氏が述べた通りですが、いろいろな局面（天孫降臨、神武東征、金印、卑弥呼^{ひみか}、倭の五王、磐井の乱、聖徳太子、白村江の戦、壬申の乱）で、論争や論証が古田氏を始めとして本会や友好団体で行われています。

これらの議論を通じて古代と現代を理解する一助となれば幸いです。

付属資料

- ・「大化改新批判 古田武彦」（『なかった--真実の歴史学』第五号）
- ・『詳説 日本史』（山川出版社）
- ・『新しい歴史教科書 中学社会』（扶桑社）

本稿は、本会員である加藤勝美氏がインターネットのヤフーブログ「古代史の道」に掲載した記事の転載です。尾張地方の神社の状況を知る上で有意義と思い、投稿を依頼しました。ブログでの閲覧は、検索語「古代史の道 加藤勝美」と入力して、「尾張式内社巡り」をクリックしてください。

尾張国式内社巡り（1）

—古代史上の意義—

名古屋市長 加藤勝美

1 はじめに

本稿は延喜式神名帳（後述参照）に登載されている神社中、尾張国の神社として登載されている神社を実際にすべて訪問し、その様子をまとめたものである。尾張国式内社を踏査しようと思いついた理由は次の3点である。

- ① 私の地元であること。式内社は全国に3千社近くもあり、とうてい私一人では踏査しきれないことと地理上の理由から尾張に限定した。
- ② 数が手頃なこと。延喜式神名帳に登載されている尾張国式内社は121社。廃絶されて存在しない社が5社あるが、それを除いても115社に及ぶ。実際には式内社と目される神社（いわゆる候補社）が40社ほどあるため、実際に踏査しなければならない社は160社近くになる。毎週3社欠かさず踏査しても1年間かかる計算になる。実際は2年かかったが、これ以上の数は困難で、私にとっては精一杯の数だった。
- ③ 古代史上尾張国は非常に重要な場所であること。これはいささか後解釈めくが、踏査してみてその重要性を認識させられた、というのが正直な感想である。

既にブログに発表してある上に、なにぶんにも160社近くに及ぶ記事は長く、本誌への掲載は遠慮していた。しかしながら、本誌には読者がおられ、かつ、編集者から協力要請もあり、検討した結果、このような拙文でもお役に立てたらと考えて投稿をした次第である。

ブログ上では多くの写真を掲載してあるが、本誌の紙数を考慮し、一部カットすることもあるのでご容赦いただきたい。一回に数社の掲載を目途に連載を開始することにしたい。また、神社の記載順だが、延喜式神名帳の登載順とは実訪手順の関係上多少前後するが、単純にブログの掲載順序にしたがっていくことにしたい。おひとりでも読んでいただく方がおられれば幸いである。

なお、尾張国式内社全社の実訪を終えてから全国の現代の神社と式内社の比較、尾張国式内社の特徴についてとりまとめを行った。その様子は最終回に紹介することとするつもりであることを付記しておきたい。

2 式内社解題

まず、そもそもというところから記さねばなりません。式内社というのは、延喜式神名帳に登載された神社のことをいいます。では式とは何かですが、律令制下における実施細目を定めた法令の一種です。現行法でいえば、律が刑法、令が一般法に相当しますが、その下に格きやくが定められ、さらに施行細則しきに相当する式が整備されました。延喜年間（901～923年）に編纂されたので、延喜式と呼ばれています。

延喜式の編纂開始は延喜5年（905年）。完成は延長5年（927年）といわれています。その際に全国の神社の調査が行われ、延喜式内に定められました。そこで「式内社」といわれるのです。「式内社」は今風にいえば朝廷から幣帛（供え物）を受ける、いわば朝廷お墨付きの神社というわけです。

が、大切なことはそのことではなく、「式内社」に登載された神社は、延喜式の編纂開始頃（すなわち900年代の初め頃）には、確実に存在していたことです、ざっと1100年ほど前になります。

つまり、「式内社」は少なくとも1100年以上前に創立された、おそろしく古い神社ばかりということになります。

「延喜式神名帳」に登載された神社は全国で2861社（内大社とされたものが353社）あります。そして尾張国（名古屋を含む愛知県西部）は121社（内大社8社）あります。

さて、1100年以上も前に創立された121社の中で、現在何社くらい存続しているのでしょうか。四分の一？、三分の一？、二分の一？。いえいえ、なんとほとんど全部といっているほどこの現代に至るまで存続しているのです。121社中、廃絶がはっきりしているのはわずか5社を数えるに過ぎないのです。疑義のあるものもあるので、近い将来廃絶が確認されるものがあり得ますが、かりにそうした社があったとしても、せいぜい数社にとどまるでしょう。

1100年以上も経っているのに、ほとんどすべてが残存している！！。これは尾張国のみならず、世界的に類例を見ない、驚異（というより奇跡）の残存率と断言してよいでしょう。

私は、1100年以上に渡って営々と存続してきた（すなわち人々の支持を集めてきた）驚異の式内社群を実際に訪問してみる決心をしました。場所が不明であったり、私の体力では到達が困難な社もすくなくないかも知れません。が、これは研究のためではなく、私の趣味として可能な限り多く、出来ればしらみつぶしに回ってみたいと思います。その数は121社ではなく、ある式内社に複数の候補があったり、旧社（元宮）もありますから全部まわると150社を越えるでしょう。

実訪した神社については順次整理を行い、本ブログ上にレポしていくつもりです。整理に際しては、次のような資料を参照させていただくつもりです。

第一に、「延喜式神社の調査」(<http://www.geocities.jp/engisiki/index.html>。以下、記事中には「式内社調査」と略します。)。同WEBは、第一行目に「阜嵐健が実際に調査した延喜式内神社の紹介です。」とあり、阜嵐健氏の調査であることが分かります。

第二に、「古代尾張氏の足跡と尾張国の式内社」（尾張国式内社をたずねる会。以下、記事中には「尾張式内実訪書」と略します。)。)

第三に、「愛知の式内社とその周辺」（小林春夫。以下、記事中には「愛知の式内社」と略します。)

第四に、神社自身が用意したり販売したりしている資料類（栞類や社頭掲示板類も含めて）。

3 坂手神社

坂手神社（さかてじんじゃ）

所在地：一宮市佐千原宮東 91

訪問日：2009年11月16日

再訪日：2011年6月26日

私は当社を二度訪れている。最初に訪れた時の様子に基づき、記事化してここに発表してきた。が、その際夕方にさしかかかっていて神社内の様子の把握が不十分だった。加えて知識が不十分だったこともあって、記事の内容に不満があった。そこで再訪の機をうかがっていたところ、先月26日にそれを果たすことができた。旧記事はそのまま残しておくが、今回全く新たに書き直すので、ここに坂手神社（新）として発表する次第である。



2011年6月26日坂手神社西面鳥居

旧記事にも記したように、当社は一宮市の北方、国道22号線に近い位置、佐千原に鎮座している。延喜式神名帳に「尾張國中島郡坂手神社」とある、その「坂手神社」とされている。



2011年6月26日坂手神社南正面神橋

当社の正面口（第一鳥居）は西面している。

鳥居をくぐってしばらく行くと左手（北）に神橋が見え、その奥に大きな拝殿が控えている。



2011年6月26日坂手神社南正面
創始由来碑

その神橋の近くに「坂手神社創始由来碑」が建っている。近づいて判読しようと試みたが、摩耗した箇所も散見されてよく読み取れない。幸い「尾張式内実訪書」に碑文が出ているので紹介しておこう。次のような碑文である。

御創祀は、人皇第十一代垂仁天皇の御代、皇女倭姫命、天照大御神を戴奉りて御還幸の砌、美濃国伊久良河宮より当国に入らせられ、此地をよぎり給う時、字北郷に大御神の仮宮を御造営又字宮東に坂手大神を奉齊し給えりと伝えられる

この碑は昭和29年10月に建立され、碑文はときの神宮司庁の手になるという。このままではいくらかの予備知識がないと分かりづらからう。

簡単に解説しておく^{すいにん}と、垂仁天皇といえ^{やまとたけるのみこと}ば、あの伝説の英雄日本武尊が活躍した時代よりも前の御代であるから、恐ろしく古い時代の創建ということになる^{やまとひめのみこと}。倭姫命は垂仁天皇の第四皇女とされる^{ごかんこう}姫だが、伊勢神宮の創始者として有名である^{みぎり}。「御還幸の砌」は、「めぐり歩かれた際」という意味である。

これにより大意をつかむのは容易だろう。倭姫命は天照大御神を奉じて大和国から伊賀、近江、美濃、尾張の諸国を経て伊勢の国に向かったとされるが、その尾張に入られた際、坂手神社のあたりに立ち寄られ、坂手大神をお祀り（奉齊）された、というのである。



2011年6月26日坂手神社拝殿

当社の拝殿は村社等に比して堂々とした立派な構えに造営されている。それは明治期に県社に列せられていたこともあってのことだろうが、前紀由緒にあるとおり、当社は伊勢神宮の創始者倭姫命の創始にかかる社ということで、大切にされてきたに相違ない。事実、明治期まで毎年伊勢神宮より幣帛（金品）^{へいはく}を賜ってきた、という。



2011年6月26日坂手神社本殿

本殿は裏手に回るとくっきりと見て取れるが、典型的な神殿作りで威厳が漂っている。

当社は直接的には倭姫命の創祀と伝えられているが、その主祭神が高水上神という水神であることを考えると倭姫命御還幸以前から祀られていた神社であることは十分に考えられる。いわゆる在地の人々の願いから産まれた神（産土神）の可能性が高い。



2011年6月26日坂手神社拝殿内

拝殿内部は非常に手入れがよく行き届いていて、実に清潔である。伊勢神宮ゆかりの社ということもあるのだろうが、幣帛が切れた現在も在地の人々に大切にされ続けていることがよくわかる。当社の祭神は高水上神^{たかみなかみのかみ}で、大水上神^{おほみなかみのかみ}の御子とされている。海運、水運、灌漑等水を司る神で、これが先述の坂手大神に相違ない。木曾川水系による氾濫地帯に相応しい祭神といえる。



2011年6月26日坂手神社末社合祀
左より住吉社春日社富士社八剣宮八幡宮



2011年6月26日坂手神社天王社&磐境石

境内社は、八幡社、八剣社、春日社、富士社、住吉社の5社が合祀の形で祀られている。

さらに、天王社や磐境石も祀られているが、天王社の鮮やかな朱色の鳥居が印象的である。天王社は須佐之男命を祭神とする津島神社からの勧請（分祀）と推察される。



2011年6月26日坂手神社神木・楠

最後に巨大な神木楠が印象的だったので紹介しておきたい。神社らしい神社の雰囲気をも十分に持っている当社は是非訪ねてみるとよい神社のひとつに相違ない。



2011年6月26日坂手神社ポンプ

さらに、すっかり錆びついているが、かつては井戸水を汲み上げるのに大活躍していたに相違ない手動式ポンプを紹介しておこう。

『日本書紀』 暦日の誤り

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

『日本書紀』の暦日には、暦法上から編纂上の誤りまたは書写による誤りが見受けられます。それらの誤りを取りまとめたので、参考にしてください。

1 『日本書紀』での暦日

内田正男氏は、その著『日本書紀暦日原典』*1で『日本書紀』の暦日についてを簡明に解説していますので、引用します。

3 書紀の暦日と計算値の比較

小川清彦氏は「日本書紀の暦日に就て」において、「日本書紀の暦日」は、3個の閏字の脱落があることを認めれば、5世紀のなかばまでは儀鳳暦の平朔に、以後は元嘉暦によって推算したものであるという創見を示した。3個とは、

垂仁天皇 23(-6)年10月

履中天皇 5(404)年 9月

欽明天皇 31(570)年 4月

のことで、これらはそれぞれ、閏10月、閏9月、閏4月と考えるのが妥当であるとするものである。私もその意見に賛成であり、このあと部分的にはいささか小川氏の述べているところと重複するが、私なりのまとめを以下に記することにする。

(『日本書紀暦日原典』5・6頁)

2 『日本書紀』の暦上の誤り

『日本書紀』の暦日が、小川清彦説に基づき算出した干支(『日本書紀暦日原典』の暦日編参照)と比較して、異同があれば編纂上の誤り又は書写による誤りとしました。

『日本書紀暦日原典』の「書紀の干支の誤り」で作成された表を一部修正追加して「表1」とし、表1の解説として有坂隆道著『古代史を解く鍵—暦と高松塚古墳—』*2の「『日本書紀』暦日の誤り」を抜粋したものを「表2」(別紙)とし、そして『日本書紀』注釈本が干支の誤りを

*1 『日本書紀暦日原典』: 内田正男著、昭和53(1978)年1月、雄山閣出版

*2 『古代史を解く鍵—暦と高松塚古墳—』: 有坂隆道著、講談社学術文庫、平成11(1999)年2月、講談社

どのように記述しているかを取りまとめたものを、「表3」(別紙)としました。

表3を作成して判明したことは、

- ①国史大系本は、小川清彦説が発表されていない段階での校訂であること。
- ②日本古典文学大系本は、暦についてはあまり関心がないようですので留意する必要がある

こと。

なお、諸本と比較して干支を校訂しているものが多々ありました。

- ③日本古典文学全集本は、底本(国史大系本と同じ)が日本古典文学大系本と異なるのをうけていますが、干支の取り扱いには日本古典文学大系本を参考にして注釈していることでした。

表1

『日本書紀』暦日の誤り

番号	西暦	日本書紀						朔干支		訂正 (内田正男氏のコメント)	
		年号	年数	年干支	月	朔干支	日干支	儀鳳暦	元嘉暦		
1	-211	孝元	4	庚寅	3	甲申	10	甲午	癸未	癸未	甲申は正月朔
2	-91	崇神	7	庚寅	11	丁卯	13	己卯	壬申	壬申	壬申朔なら丁卯は十一月にはない
3	-86		12	乙未	9	甲辰	46	己丑	甲戌	甲戌	甲辰は十月朔
4	-7	垂仁	23	甲寅	10	乙丑	8	壬申	乙丑	乙丑	乙丑は閏十月朔
5	70		99	庚午	7	戊午	1	戊午	乙巳	乙巳	乙巳朔なら戊午は十四日
6	271	応神	2	辛卯	3	庚戌	3	壬子	庚戌	庚戌は四月朔	
7	404	履中	5	甲辰	9	乙酉	18	壬寅	乙酉	乙酉	乙酉は閏九月朔
8	553	欽明	14	癸酉	5	戊辰	1	戊辰	壬戌	壬戌	壬戌朔なら戊辰は七日
9	570		31	庚寅	4	甲申	2	乙酉	甲申	甲申	甲申は閏四月朔
10	575	敏達	4	乙未	2	壬辰	1	壬辰	丙戌	丙戌	丙戌朔なら壬辰七日
							34	乙丑			三月乙卯朔
11	624	推古	32	甲申							※三十一年の誤写
	625		33	乙酉							
12	628		36	戊子	4	壬午	10	辛卯	丁丑	丁丑	丁丑朔なら壬午は六日
13							9	己巳	20	戊子	乙巳
14	649	大化	5	己酉	4	乙卯	40	甲午	乙亥	乙亥	乙亥朔なら乙卯は四月にはない
15							5	癸卯	1	癸卯	甲辰
16	692	持統	6	壬辰	11	辛卯	—	—	辛卯	壬辰	※元嘉暦で編纂されるべき朔干支が儀鳳暦での朔干支が混在している。 持統四年十一月条の奉勅によるか?
	696		10	丙申	12	己巳	—	—	己巳	戊辰	
	697		11	丁酉	4	丙寅	—	—	丙寅	丁卯	
17	697		11	丁酉	6	丙寅	38	癸卯	丙寅	丙寅	※五月癸卯条に同一文が記載されている

注1 儀鳳暦・元嘉暦での朔干支は、たまたま同じ干支が算出された。

2 日数は日干支を換算した。

3 内田正男著『日本書紀暦日原典』第1表の留意点

書紀にある干支と計算と一致しないものをまとめると第1表ようになる。これは巻末小川氏論文中の第2表に準ずるものであるが数は少ない。小川氏の第2表（※「日本書紀の暦日について」の「第二表 日本書紀暦日訂正表」）にあつて私の第1表にないものは、すべてすでに私が用いた刊本(*)の校訂者が他本によって妥当と考えられる訂正をしてあるので除くことにしたものである。

第1表のNO2(※「表1」の2 崇神7年)は書紀には11月丁卯[朔]とあり朔の字は校訂者(国史大系本)が補っているものである。計算では11月は壬申朔となる。壬申朔とすれば丁卯という干支の日は11月にはない。この条は他の月の記事が間違つて入つたものであろうか？ 小川氏は丁卯を月朔とは見なさずその表に入れていない。

推古天皇32年の、4月(丙午朔)、9月(甲戌朔)、10月(癸卯朔)

はそれぞれ、

推古天皇31年の、4月、9月、10月

とすれば計算と一致し、同様に推古天皇33年の正月壬申朔は同32年正月朔とすれば計算と合う。

したがつて書紀の推古天皇32年、33年の上記の干支は、それぞれ同31年、32年の相当月の月朔の誤りと考えるべきであり、これらは第1表から除いた。

* 『日本書紀』は吉川弘文館「国史大系」本(昭和49年)を使用した。岩波書店「日本古典文学大系」本も参照したが関係ある干支は両者ほぼ同じである。
(『日本書紀暦日原典』6頁)

福岡県の遺跡巡り(3日目)

名古屋市 石田敬一

平成23年5月の連休に開催された福岡県の遺跡巡り、5日(木)最終日の報告です。

管崎宮、香椎宮を見学したあと糸島半島方面へ行き、金印公園、志賀海神社、勝間の地名がある中津宮古墳、そして福岡市博物館、金隅遺跡の甕棺墓群、板付遺跡弥生館をまわりました。

1 管崎宮



管崎宮よりさらに南に君が代に歌われる千代があつたとされます。皇室ゆかりの地ということで、さすがに立派に整備されていました。「敵國降伏」が掲げられた楼門から博多湾に向かって広い参道がまっすぐのびているのが印象的でした。

2 香椎宮



香椎宮は、桓武天皇の宗廟思想以前から廟として「香椎廟宮」と呼ばれ、宗廟思想が中国の皇帝の祖先の神位をまつる思想であることから中国や朝鮮との関わりが深いとされます。

今もわき出ている不老水を飲みました。これで元気いっぱいです。



印鑰神社も苦労して探し当てました。不老水の近くで野良仕事をしていたおばあさんが印鑰神社をご存じで教えていただきました。若い方は知らないようです。香椎宮の左の道に来て消防署の倉庫を左折し、しばらく行くと細い登り道の奥にありました。

印鑰神社の前の家人が管理されている氏子代表で、お話を聞くと7月23日にお祭りし開帳されるそうです。中には石が祀られており、香椎宮の神主がお参りするとのことでした。



3 金印公園

細石神社に宝物としてあったとの伝承がある「漢委奴國王」の金印について、説明書きがありました。

この金印は、小国「^{なこく}奴国」に与えられたとされ「なこく」のふりがな付きで説明がされています。様々な議論がされている中、せめて事実を書いてほしいものです。

たとえば、「後漢書」に「倭奴國奉貢朝賀・光武賜以印綬」と記述されていることから、この金印は光武帝が与えた金印と考えられてい

ます。金印の文字は「漢・委奴・国王」ですが、通説では「^{かん}漢の^わ倭の^な奴の^{こくおう}国王」と読まれます。ただ、通説では「奴の国」は福岡市から春日市にかけて存在したとされるので、倭国の中の小国「奴の国」に与えられたするとこの金印がなぜ志賀島から出土したのか説明できません。このため読み方には諸説があります。”というように記述すべきではないでしょうか。

金印&志賀島 ミニ情報

金印って何でしょう？

What is Kin-in?
所謂金印是指什么?
긴인(金印)이란 무엇일까?

実物の金印は、一辺の長さが2.3cm、高さが2.2cm、重さが108.7gの非常に小さな物で、ほぼ純金でつくられています。天明4年(1784年)に、この公園の付近で出土したと推定されています。中国の「後漢書」によると57年に、後漢の「光武帝」が、弥生時代に福岡地方の小国であったとされる「奴国」の王に、この金印を与えたとされています。

現在は国宝に指定され、福岡市博物館に常設展示されています。

4 ^{しかうみ}志賀海神社



全国の海神の総本社とされる志賀海神社は、海人の安曇氏の祖神を祀ります。対馬には安曇磯良の墓がある和多津美神社があり、対馬と志賀海神社には密接な関係があります。この安曇族の交易のあとが、福岡、兵庫、長野、石川、滋賀、愛知の各県にあり、広く海上交通に力を発揮したとされます。

また、『筑前国統風土記』には末社が375もあったとされ繁栄を極めました。

志賀海神社で行われる4月と11月の山^{やま}^{ほめ}漁^{かり}^{すな}^{どり}祭^{さい}で歌われる神楽歌は、「君が代」の歌詞と同じとして知られています。

志賀海神社の参道から入ってすぐ左手に印鑰神社がありました。



5 中津宮古墳



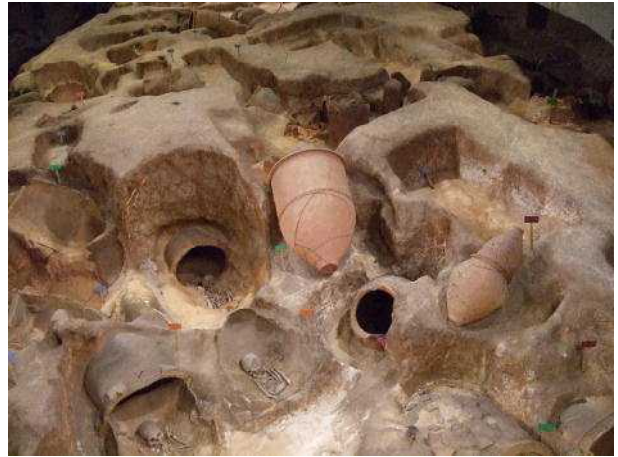
志賀島の勝間には、海人の統率者であった安曇連の祖の大浜宿根をまつる大岳神社があり、その西には大岳古墳があり古代の土器が出土したとされます。

6 福岡市博物館



金印が展示されています。

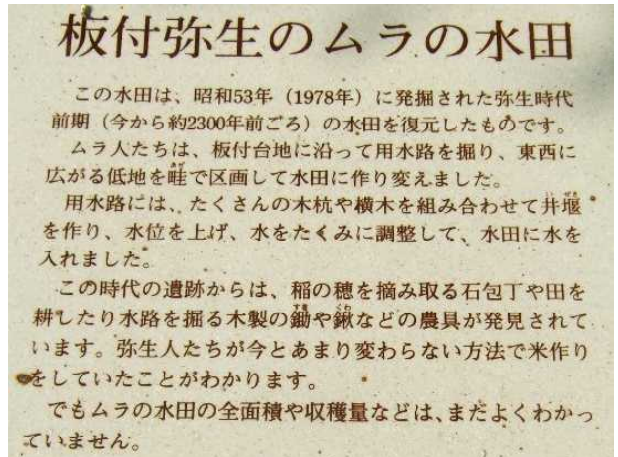
7 金隈遺跡



紀元を挟んで前後400年間利用された共同墓地とされます。子供の甕棺が多いとされ、小児の死亡率が高かったことがわかります。

縄文人と比べ身長が高いのは、朝鮮半島との混血が行われたのではないかとパンフレットに記載されていますが、私は大区画の水田稲作により食糧事情が良くなった結果ではないかと考えています。

8 板付遺跡弥生館



東海の古代122号(2010年10月)の「二倍年暦と稲作」で示したとおり、30年ほど前に、板付遺跡で紀元前4世紀以前とされた水田跡の発見を皮切りに、佐賀県^{なばたけ}菜畑遺跡や岡山県^{えとう}江道遺跡で紀元前4、5世紀の水田跡が発見され、従来考えられていたよりも古い時期から、本格的な水田稲作が西日本で開始されていたとされます。

2003年5月に国立歴史民族博物館は、炭素14年代測定法(AMS)により、水田稲作の開始時期が紀元前10世紀頃とする研究成

果を発表し、これまでの縄文から弥生時代への年代観を500年ほど遡らせました。

さらに地域別の水田稲作の開始を比較すると、北九州は他地域より早くから大区画水田に移行し水田が大規模化されていたと考えられます。

北九州の水田稲作が紀元前10世紀頃という認識については、古田武彦氏が『失われた九州王朝』（2010年、ミネルヴァ書房）などの書籍で示されており、時代認識は全く同感です。

9 まとめ

これまで3回に渡り、5月3日から5日までの九州の遺跡巡りについて報告し、頭の中が整理できたような気がします。

ただ、潰されてしまった数多くの遺跡の中には、ひょっとすると重要なものがあつたかもしれず、遺跡の整備には、すでに亡霊となった近畿天皇家一元史観ではなく、広い学識と客観的、総合的な視点を持つことが重要であるとの思いを強くしました。

日本最古の王墓とされる吉武高木遺跡、吉武大石遺跡、そして失われた吉武桶渡遺跡、そして回廊を巡らした「高殿」など、この吉武一帯の遺跡群はしっかりと現地を保存するとともに復元してほしいと思います。

とりわけ吉武桶渡遺跡は弥生から古墳時代に至る墳墓の両方が同じ場所に築かれ、その経過がわかる重要な遺跡であつたと考えられるだけに、失われたのはたいへん残念です。この遺跡を含めこの地域の遺跡の一体的な保存・復元を強く望むものです。

6月例会報告

○ 持統四年十一月條の奉勅の解釈

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」130号に掲載した内容に基づき説明した。

解釈として、持統天皇は自己の権力を誇示するため、現に用いられている元嘉暦と共に儀鳳暦をも用いようとした。

○ 九州遺跡巡り（2日目）

名古屋市 石田敬一

古田史学の会・東海主催で2011年5月3日から5日まで博多周辺の遺跡などをまわった。2日目の5月4日に大塚古墳、今山遺跡、桜井二見ヶ浦、桜井神社、志摩歴史資料館、志登支石墓群、高祖神社、伊都国歴史博物館、細石神社、三雲南小路遺跡、曾根遺跡群平原弥生古墳、千如寺、吉武高木遺跡、吉武大石遺跡を視察した。

このうち天孫降臨の地とされる高祖山たかすやまの連山に続く北の低丘陵地にある大塚古墳を始め、伊勢二見浦よりも立派な桜井二見ヶ浦、二見ヶ浦の惣社で岩戸宮のある桜井神社、志摩歴史資料館、高祖神社、三雲・吉武の遺跡について状況を報告した。

7月例会に参加を

日時：7月17日（日）午後1時10分～4時10分
場所：東海高校（3F-2E教室）

アクセスマップ及び会場は別紙参照

参加料：500円（会員無料）

参考：「第23回愛知サマーセミナー」協賛して開催

交通機関

- ・地下鉄桜通線「車道」駅下車、北徒歩10分
- ・地下鉄東山線「千種」駅下車、北徒歩15分
- ・市バス「建中寺東」下車、北徒歩4分

駐車場

- ・近くにありません。

今後の予定

8月例会：8月14日（日）名古屋市市政資料館

9月例会：9月11日（日）名古屋市市政資料館
例会は、8・9月とも第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。

表 2

『日本書紀』暦日の誤り(『古代史を解く鍵』注釈)

- ※1 儀鳳暦・元嘉暦欄：『日本書紀暦日原典』で算出された月朔干支(計算上、朔干支が同じになった。)
 2 『日本書紀』は、「7」までは儀鳳暦で、それ以降は元嘉暦で暦日を算出している。

番号	西暦	日本書紀						朔干支		『古代史を解く鍵—暦と高松塚古墳—』の注釈
		年号	年数	年干支	月	朔干支	日干支	儀鳳暦	元嘉暦	
1	-211	孝元	4	庚寅	3	甲申	¹ 甲午	癸未	癸未	この四年三月は暦法上の計算では癸未朔であります。そうすると、甲申朔では一日ずれですが、この場合は、『書紀』編者の誤算・誤記と考えるよりも、この年の正月が甲申朔でありますから、三月は正月の誤記—編者の誤記というより諸本の誤写の可能性が強い—と考えるのが、最も妥当でありましょう。 (※三月甲申朔→正月甲申朔)
2	-91	崇神	7	庚寅	11	丁卯	¹ 己卯	壬申	壬申	現在の計算値でも、この十一月は丁卯朔でなく、五日違いの壬申朔であります。したがって己卯は八日となります。しかも、丁卯を朔ではなく日の干支とみると、五十六日となってしまう、この十一月には丁卯はまったくありえません。ですから、丁卯朔というのは壬申朔の誤りと解すべきであります。*1 (※①国史大系本の底本には、 ^{十三日} 丁卯朔己卯の「朔己卯」記述なし。 ②丁卯朔己卯→壬申朔己卯)
3	-86		12	乙未	9	甲辰	⁴ 己丑	甲戌	甲戌	甲辰朔は甲戌朔の誤りで、そうすれば己丑は十六日となります。甲辰朔ですと己丑は四十六日になり、誤りがあることはすぐ気づきます。 ^{四十六日} 己丑→ ^{十六日} 甲戌朔己丑 (※甲辰朔己丑→甲戌朔己丑)
4	-7	垂仁	23	甲寅	10	乙丑	⁸ 壬申	乙未	乙未	十月は閏十月の誤りです。—中略— この十月は計算上は乙未朔ですから、一見、乙丑と乙未の誤記のように思えますが、乙未朔ならば壬申は三十八日になってしまい、ありえません。翌月の閏十月が乙丑朔なのであって、閏の一字が脱落しているものと解さねばなりません。 (※十月乙丑朔→閏十月乙丑朔)
5	70		99	庚午	7	戊午	¹ 戊午	乙巳	乙巳	戊午朔は計算上確かに乙巳朔になります。—中略— とにかく、垂仁九十九年には戊午朔の月はありませんし、この前後の年にも該当しそうなものはありませんので、この戊午朔は乙巳朔の誤記、または乙巳朔戊午の誤記と考えるのがよいでしょう。 (※戊午朔→ ^{一日} 乙巳朔乙巳、 ^{十四日} 乙巳朔戊午)
6	271	応神	2	辛卯	3	庚戌	³ 壬子	庚辰	庚辰	春三月庚戌朔は夏四月庚戌朔の誤りです。 (※三月庚戌朔→四月庚戌朔)

*1 【追記】ただ、丁卯朔というのを尊重して、崇神朝で丁卯朔の月を探すと、三年八月、八年九月、十三年十二月、十九年正月、二十四年四月、二十九年五月、三十四年九月、三十九年十月、四十四年十一月、四十五年正月、五十年二月、五十五年三月、六十年六月、六十一年七月があります。これらのうちでは四十四年十一月が最も該当しそうです。そこで、次のような考え方もできるかもしれません。『書紀』の記載によると、崇神七年の八月七日の奏言により天下に布告して大田田根子を求め、茅渟(ちぬ)県の陶邑(すゑのむら)に得て、十一月に大物主大神を祭る主とした云々というのですから、『書紀』編述の時間設定として無理とはいえないにしても、この経過は早すぎるといえましょう。その点からいえば、『書紀』未定稿の段階では四十四年十一月に設定されていたものが、編述上この八月条につづく十一月に移し整えられたために生じた誤りの可能性がないともいえません。しかし、それはうがちすぎかもしれません。

ここではとにかく、丁卯朔はなんらかの理由による壬申朔の誤記とせねばなりません。

番号	西暦	日本書紀					朔干支		『古代史を解く鍵—暦と高松塚古墳—』の注釈	
		年号	年数	年干支	月	朔干支	日干支	儀鳳暦		元嘉暦
7	404	履中	5	甲辰	9	乙酉	¹ 壬寅	乙卯	乙卯	九月は閏九月の誤りです。—中略— 暦法上この九月は乙卯朔であります。しかし、乙酉朔を乙卯朔に改めると、壬寅は四十八日、癸卯は四十九日、丙午は五十二日になって、ありえないこととなります。 じつは 翌月の閏九月が乙酉朔なのであって、閏の一字が脱落しているだけなのです。 (※九月乙酉朔→閏九月乙酉朔)
8	553	欽明	14	癸酉	5	戊辰	¹ 戊辰	壬戌	壬戌	この五月は壬戌朔であるので、壬戌朔戊辰の誤り、つまり月朔の脱落とみるべきでしょう。 しかし、もう一つの考え方として、前年つまり十三年五月なら戊辰朔でありますので、十三年五月の記事を十四年五月の所に収めた疑いもないとはいえません。十三年五月ですと同年十月の仏教公伝の記事の前になり矛盾しますので、移したのかもしれない。 (※五月戊辰朔→五月 ^{七日} 壬戌朔戊辰)
9	570	欽明	31	庚寅	4	甲申	² 乙酉	甲寅	甲寅	四月は閏四月の誤りです。—中略— この四月の甲申朔は暦法上では甲寅朔ですから、一見、甲申と甲寅の誤記のように思えますが、甲寅朔ならば乙酉は三十二日になり、矛盾します。閏四月が甲申朔で、閏の一字が脱落しているのであります。 (※四月甲申朔→閏四月甲申朔)
10	575	敏達	4	乙未	2	壬辰	¹ 壬辰 ³ 乙丑	丙戌	丙戌	二月壬辰朔は二月丙戌朔壬辰の誤り、乙丑は三月乙卯朔乙丑の誤りとみるべきです。—中略— 二月は壬申朔でなく、丙戌朔であります。そこで、壬辰朔は丙戌朔壬辰(七日)の誤りとするのが最も適切であります。 そうすると次出の乙丑は四十日となって、二月ではありえなくなります。—中略— つまり、第一案(水戸光園校合本)は乙丑を誤記しやすい己丑の誤りとみるのであります。しかし、その場合、己丑は四日となり、その前の壬辰(七日)の記事と前後が入れかわるという矛盾を生じます。 そこで第二案は、この乙丑の上に「三月乙卯朔」が抜けているとみて、乙丑を三月十一日と解するのであります。 『書紀』の叙述の前後を考えると、そのように解するのがよい方法であります。なお、だからといって、最初の二月壬辰まで三月乙卯朔壬辰と解することは、壬辰が三十八日となるので、できないのであります。 (※二月壬辰朔 ^{壬辰} →二月丙戌朔 ^{壬辰} 二月壬辰朔乙丑 ^{三十四日} (二月丙戌朔乙丑)→三月乙卯朔 ^{十一日} 乙丑)
11	623 624 625	推古	31 32 33	癸未 甲申 乙酉						別紙【注釈】参照 (※三十一年・三十二年・三十三年→三十年・三十一年・三十二年)

番号	西暦	日本書紀					朔干支		『古代史を解く鍵—暦と高松塚古墳』の注釈	
		年号	年数	年干支	月	朔干支	日干支	儀鳳暦		元嘉暦
12	628	推古	36	戊子	4	壬午 〃	^{1 0} _{1 1} 辛卯 壬辰	丁丑	丁丑	この四月は壬午朔ではなく、確かに丁丑朔であります。 そこで、もしその壬午なら六日、またもしその辛卯なら十五日で、次出の壬辰は十六日になります。霽 <small>ひょう</small> が六日と十六日にふったのか、十五・十六の二日続いてふったのか、二様に解せませす。—中略— ただし、この前後で壬午朔を探しますと、前年三十五年六月が該当しますので、その錯簡と考える余地もあります。 (※①四月壬午朔辛卯・壬辰→四月丁丑朔壬午・辛卯・壬辰 ②三十六年四月壬午朔→三十五年六月壬午朔)
13					9	己巳 〃	^{2 0} _{2 4} 戊子 壬辰	乙巳	乙巳	確かに九月己巳朔は誤りで、乙巳朔でなければなりません。 ところが乙巳朔にしますと、戊子は四十四日、壬辰は四十八日となって矛盾します。—中略— 乙巳と己巳とは誤りやすい文字です。そこで、『書紀』編者が乙巳朔を己巳朔と見誤って、おそらく二十日を戊子、二十四日を壬辰にあててしまったと解釈するのが、穏当ではないでしょうか。 (※己巳朔戊子・壬辰→乙巳朔戊子・壬辰 →乙巳朔甲子・戊辰)
14	649	大化	5	己酉	4	乙卯	^{4 0} 甲午	乙亥	乙亥	もし乙卯朔甲午なら、(岩波本)傍注の二十日は誤算で、四十日とすべきことになります。これはあまりにもひどい間違いです。 乙卯朔は乙亥朔が正しいのであって、乙亥朔なら甲午は二十日になります。この場合は、乙卯を乙亥の誤記とする以外、考えようがありません。 (※・乙卯朔甲午→乙亥朔甲午 ・岩波本は甲午と傍注しているが、頭注で乙亥朔と校訂した旨の記載漏れか?)
15					5	癸卯	¹ 癸卯	甲辰	甲辰	癸卯朔は確かに甲辰朔の誤りで、もし癸卯朔を重視すればこの年七月と九月が該当します。 ですから、五月甲辰朔と訂正するか、または七月か九月の癸卯朔と訂正するかのいずれかです。 (※①五月癸卯朔→五月甲辰朔 ②五月癸卯朔→七月癸卯朔・元嘉暦 →九月癸卯朔・儀鳳暦)
16	692 696 697	持統 持統 持統	6 10 11	壬辰 丙申 丁酉	11 12 4	辛卯 己巳 丙寅	— — —	辛卯 己巳 丙寅	壬辰 戊辰 丁卯	この間(※6年から11年)は、元嘉暦と儀鳳暦の併用期間にはいっておりますためか、元嘉暦で統一して編纂されながらも、左のとおり儀鳳暦(定朔)による月朔干支が混在しています。 (※なぜ持統6・10・11年を儀鳳暦としたか、その理由が記述されていない。)
17	697	持統	11	丁酉	6	丙寅	^{3 8} 癸卯	丙寅	丙寅	記述なし (※同文が五月丙申朔癸卯 <small>八日</small> 條に記述されている。 六月丙寅朔癸巳 <small>二十八日</small> ?)

『書紀』の記事が多いので本文を摘記しませんが、三十二年条には、四月丙午朔戊申・戊午・壬戌、秋九月甲戌朔丙子、冬十月癸卯朔の干支があります。こういう干支の暦日は、推古三十二年ではまったく不適合です。三十二年の四月は庚子朔、九月は戊戌朔、十月は丁卯朔なのです。ところが、これを三十一年としますと、四月丙午朔、九月甲戌朔、十月癸卯朔で、まったくぴったり該当します。三十二年は三十一年の誤りであることは明白です。同様に、三十三年条も、正月壬申朔というのは誤りで、丙申朔が正しいのですが、三十二年の正月が壬申朔なのです。三十三年は当然三十二年の誤りとせねばなりません。

そこで、三十二年条が三十一年条に繰り上がりますので、三十一年条も繰り上げて三十年条とすべきことが考えられます。従来『書紀』では三十年条が空白でしたので、支障はありません。ただこの条は恵日・福ふくいん困らが帰朝した年であり、対新羅外交の緊迫した状況が述べられており、かなり長文ですが、干支がまったく出ていませんので、暦の上からは三十年と断定するわけにはまいりません。しかし、『書紀』の叙述形態からいって三十年と改めるべきでしょう。

以上のように三十一年・三十二年・三十三年は、当然一年ずつ繰り上げて三十年・三十一年・三十二年に改めねばなりませんのですが、このように訂正すると、『日本紀略』の紀年とも合致します。

すでに国史大系本の頭書でもそれを指摘し、また『日本書紀通証』や『書紀集解』が長暦を推して改めているといい、「似是、今暫仍旧」とそれを良いようだと認めながらも一応旧に従っています。国史大系本の段階なら慎重を期して旧に従ったのも一応納得できます。しかし、そのためか、古代史家の中には、このように明白な誤りを無視して、案外誤ったまま使っておられるのを見受けまます。これらの訂正は史実を検討するうえで忘れてはならないことなのであります。

このような誤りは、『書紀』の編纂上の誤りといえないことはないでしょうが、むしろ常識的にいっても写本の際に誤りやすい数字なのですから、そのために生じた誤りと考えるべきものでしょう。そういう点で、これは諸写本の検討にもよい手がかりとなりましょう。そこで岩波本や

国史大系本にみえる諸本校異にも触れたいところですが、わずらわしいので省きます。

ところで、岩波本では「三十二年」「三十三年」にはまったく頭注していませんが、「三十一年」に頭注して、

「岩崎本は他の諸本の三十一年から三十四年までをそれぞれ三十年から三十三年までとし、三十四年を空白とする。集解は三十二年・三十三年を三十一年・三十二年に改め、三十三年を空白とする。津田左右吉は、編著の過程で年のあてかたを動かし、紀年に混乱と空隙が生じたのであろうとする。」

と記しています。このようなことではまったく困ります。校注者の横極的な見解もありませんし、津田左右吉云々に至っては、どういう学問的根で注したのか判断に苦しむほどであります。岩崎本が三十四年を空白としているのも、不適切な誤りにすぎまん。三十四年条には「夏五月戊子朔丁未」に蘇我馬子が薨じた記事があり、この干支表現からすれば、これは三十四年でなければなりませんからです。もし三十三年とすれば、その五月は甲午朔なのです。したがって、三十三年を空白にするのが正しいのです。

年号	日本書紀 (記事の干支)			日本書紀 暦日原典 (元嘉暦)	
	年	干支	月 朔干支	月	朔干支
推古	30	壬午	— —	7 11	庚辰 戊寅
	31	癸未	7 —	4	丙午
			11 —	9	甲戌
				10	癸卯
32	甲申	1 — 4 丙午 9 甲戌 10 癸卯	1 4 9 10	壬申 庚子 戊戌 丁卯	
33	乙酉	1 壬申	1 5	丙申 甲午	
34	丙戌	1 — 3 — 5 戊子 6 —	5	戊子	

表 3

『日本書紀』暦日の誤り（注釈書校訂状況）

番号	西暦	日本書紀					頭注			
		年号	年数	年干支	月	朔干支	日・干支	新訂増補 国史大系 (吉川弘文館)	日本古典文学大系 (岩波書店)	日本古典文学全集 (小学館)
1	-211	孝元	4	庚寅	3	甲申	¹ 甲午	三月甲申、當誤、按曆三月者朔日癸未而甲申朔者正月也	頭注なし	頭注なし
2	-91	崇神	7	庚寅	11	丁卯	¹ 己卯	・丁卯、當誤、集解推曆改壬申 ・朔、據北本熱本玉本勢本及紀略補 ・己卯、據北本玉本勢本及紀略補	丁卯朔は誤り。集解は長暦によって壬申朔に改める。それによれば己卯は八日。熱本、十一の右に傍書「七歟」。※十一月→七月甲辰朔 ^{三十六日} 己卯 ※「校異」で底本に「朔己卯」を補うとしている。(熱・北・勢)	底本「十一月丁卯」、北野本や熱田本などは「十一月丁卯朔己卯」とある。しかし『集解』説のごとく、儀鳳暦によれば十一月朔は壬申で、原本は「十一月壬申朔己卯」とあったはず。それによれば「己卯」は八日となるが、今しばらく北野本等のままとし、「己卯」を十三日としておく。
3	-86		12	乙未	9	甲辰	⁴ 己丑	辰、水校本頭注云當作戌、集解推長曆改戌	甲辰朔は誤り。長暦によればこの月は甲戌朔、己丑は十六日。	底本「甲辰」。諸本異動がないが、儀鳳暦によれば甲戌朔なので、意改する。 ※甲戌朔に校訂している。
4	-7	垂仁	23	甲寅	10	乙丑	⁸ 壬申	頭注なし	頭注なし	頭注なし
5	70		99	庚午	7	戊午	¹ 戊午	戊午朔、舊紀作戊子朔、集解通釋推長曆改乙巳朔戊午	頭注なし	頭注なし
6	271	応神	2	辛卯	3	庚戌	³ 壬子	春三月庚戌、長曆三月朔庚辰而庚戌者四月朔、或夏四月庚戌又春三月庚辰誤	長暦によれば三月は庚辰朔、四月が庚戌朔。 ※三月庚辰朔 ^{二十三日} 壬子 四月庚戌朔壬子	儀鳳暦では、三月は庚辰朔で、四月が庚戌朔。
7	404	履中	5	甲辰	9	乙酉	¹ 壬寅	頭注なし	頭注なし	頭注なし
8	553	欽明	14	癸酉	5	戊辰	¹ 戊辰	戊辰朔、當誤、集解推曆改作壬戌朔戊辰	此年の五月朔は戊辰ではない。書紀編修上の誤りか。集解は曆考により壬戌朔戊辰(七日)に改めている。	この年の五月朔は戊辰ではない。『集解』では「壬戌朔戊辰」の誤りとする。
9	570		31	庚寅	4	甲申	² 乙酉	頭注なし	頭注なし	頭注なし

番号	西暦	日本書紀						頭注															
		年号	年数	年干支	月	朔干支	日・干支	新訂増補 国史大系 (吉川弘文館)	日本古典文学大系 (岩波書店)	日本古典文学全集 (小学館)													
10	575	敏達	4	乙未	2	壬辰	¹ 壬辰	壬辰朔、水校本云推甲子二月丙戌朔、集解作丙戌朔壬辰	頭注なし ※「校異」で底本を「朔」を補うとしている。(熱・北・勢)	頭注なし													
							^{3 4} 乙丑				乙丑、水校本云蓋己丑之誤、集解作三月乙卯朔乙丑	二月に乙丑はない。通証以下は上に三月乙卯朔の五字を補う。乙卯朔ならば乙丑は十一日。	二月に乙丑はないので、「三月乙卯朔、乙丑」とすべきか(『通証』ほか)										
11	623	推古	31	癸未				卅一年、原卅作三十、今從岩本北本閣本、下倣、岩本作卅年而卅字下別筆傍書一字、北本閣交本消一字、紀略作 ^卅 卅年、集解作卅年	岩崎本は他の諸本の三十一年から三十四年までをそれぞれ三十年から三十三年までとし、三十四年を空白とする。集解は三十二年・三十三年を三十一年・三十二年に改め、三十三年を空白とする。津田左右吉は、編著の過程で年のあてかたを動か	この「三十一年」については、岩崎本は三十年～三十三年として三十四年を空白とし、『集解』は三十年～三十二年として三十三年を空白とする。今は底本に従う。													
											624	32	甲申			卅二年、岩本中イ本二作一而岩本追傍書二、北本二作三而抹改傍書二、紀略作 ^癸 卅一年、通証集解推長曆改卅一年、似是、今暫仍舊	が生じたのであろうとする。						
																		625	33	乙酉			卅三年、岩本中交本作卅二年、紀略作 ^甲 卅二年、通証集解推長曆改卅二年、似是、今暫仍舊

番号	西暦	日本書紀						頭注		
		年号	年数	年干支	月	朔干支	日・干支	新訂増補 国史大系 (吉川弘文館)	日本古典文学大系 (岩波書店)	日本古典文学全集 (小学館)
12	628	推古	36	戊子	4	壬午	^{1 0} 辛卯 ^{1 1日} 壬辰	壬午、集解通釋據長曆改丁丑 頭注なし	頭注なし 頭注なし	頭注なし 頭注なし
13					9	己巳	^{2 0} 戊子 ^{2 4} 壬辰	己巳朔、水校本云按甲子九月乙巳朔而无戊子壬辰蓋八月也、集解通釋推曆改乙巳朔 頭注なし	頭注なし 頭注なし	頭注なし 頭注なし
14	649	大化	5	己酉	4	乙卯	^{4 0} 甲午	乙卯、恐當據紀略及長曆作乙亥 ※乙亥 ^{二十日} 朔甲午	頭注なし ※乙卯朔 ^{二十日} 甲午と記述されているが、甲午の ^{四十日} 誤り。	頭注なし ※現代語訳で、「乙卯朔甲午(二十日)」と記述されているが、甲午(四十日)の誤り。
15					5	癸卯	¹ 癸卯	癸卯、推長曆當作甲辰	頭注なし	頭注なし
16	692 696 697	持統	6 10 11	壬辰 丙申 丁酉	11 12 4	辛卯 己巳 丙寅	— — —	頭注なし	頭注なし	頭注なし
17	697		11	丁酉	6	丙寅	^{3 8} 癸卯	癸卯、以下十二字、六月无癸卯日、或五月癸卯條重出衍、釋紀云卯當作巳	この日の記事は五月八日癸卯條を誤って記入したのか。あるいは六月辛卯二十六日から七月乙未朔までの間では癸巳二十八日があるから、卯は巳の誤りか。	六月に癸卯なし。五月癸卯(八日)の條を誤って記入したもの。または六月癸巳(二十八日)を誤ったか。

※1 底本

・新訂増補 国史大系『日本書紀』：寛文九年本

・日本古典文学大系『日本書紀』：卷第一・二はト部兼方本、卷第三以下はト部兼右本

・日本古典文学全集『日本書紀』：寛文九年本

2 国史大系での諸本略号

・熱本：熱田神宮所蔵本

・勢本：内閣文庫(神宮文庫、無窮會)所蔵伊勢本

・北本：京都北野神社所蔵兼永本

・中本：京都鈴鹿氏所蔵中臣連重本

・集解：書紀集解

・釋紀：釋日本紀

3 日本古典文学大系本での諸本略号

・熱：熱田本

・集解：書紀集解

・通釋：日本書紀通釋

・通證：日本書紀通證

・玉本：国立博物館所蔵玉屋本

・岩本：東洋文庫所蔵岩崎文庫本

・閣本：内閣文庫所蔵楓山本

・水校本：宮内庁書陵部所蔵水戸光圀校本

・紀略：日本紀略

・北：北野本

・通証：日本書紀通証

・勢：伊勢本

「第23回愛知サマーセミナー」会場アクセス地図



交通機関

- ・地下鉄 桜通線 車道駅下車1番出口 (徒歩10分)
- 東山線 千種駅下車1番出口 (徒歩15分)
- ・JR線 中央線 千種駅下車 (徒歩15分)
- 中央線 大曾根駅下車 (徒歩17分)
- ・名鉄線 瀬戸線 森下駅下車 (徒歩12分)
- ・市バス 基幹線 徳川園新出来下車 (徒歩4分) ※名鉄バスも同一路線運行
- 山口町下車 (徒歩7分) ※名鉄バスも同一路線運行
- 普通線 桜通車道下車 (徒歩10分)
- 東区役所下車 (徒歩5分)
- 建中寺東下車 (徒歩4分)
- 百人町下車 (徒歩3分)

会場位置図

会場：3階-2E教室

東海高校 教室配置概略図

